

## 畑作物産地形成促進事業 取組メニュー表

- ・取組を行う作物ごとに、取組メニューの中から3つ以上選択してください。
- ・赤字で記載した、畑作物本作化促進メニュー（排水対策、土層改良、均平作業（傾斜均平）、畦畔除去）の中から必ず1つ含めてください。
- ※大豆、高収益作物、子実用とうもろこしにおいて、畑作物本作化促進メニューの「排水対策」として「心土破碎」又は「額縁明渠」を選択することも可能ですが、その場合は、これを除いた取組を3つ以上実施してください。
- ・令和6年12月17日以降の取組が対象となります。
- ・麦については、3つ以上の取組メニューに加え、「赤カビ病の防除」も必ず実施してください。
- ・各取組については、JAや普及センターなどの関係各所へ相談しながら適切に実施してください。

### 【麦】

※⑧～⑪については、当年産の収穫後に行う場合も対象となります

取組メニュー	取組内容・取組基準
(必須) 赤カビ病の防除	赤カビ病の防除の実施
①融雪促進	融雪促進剤の散布 ・10aあたり90～120kgの融雪促進剤を散布すること
②新たに導入した品種に応じた施肥	新たに導入した品種に応じた施肥 ・当年産麦で新たに品種転換をすること ・転換した品種に応じて、都道府県等の栽培指針等に沿った施肥を行うこと
③難防除雑草対策	総合的防除といった薬剤以外の方法によるスズメノテッポウ・ネズミムギ・カラスムギ等の難防除雑草の防除 ・難防除雑草である、ナズナ・スズメノカタビラ、ノミノフスマ、スズメノテッポウ、カズノコグザ、カラスノエンドウ、ヤエムグラ、ネズミムギ、カラスムギ、タデ類、シロザ、スギナ、コヌカグザ、ヨモギについて総合的防除といった薬剤以外の方法により防除すること（薬剤を組み合わせることも可とするが、薬剤のみによる防除は対象外）
④生育予測システムを活用した開花期・収穫期予測	生育予測システムの活用 ・生育予測システムを使用し、開花期・収穫期予測を行うこと
⑤効率的・効果的な施肥	ピンポイント施肥（※1）、追肥重点施肥（開花期以降の追肥）（※2）の実施 ※1：一斉追肥と比較し施肥量を削減すること ※2：基肥施肥量を減らし、開花期（莖立期）の追肥を増やすことで肥効の向上に取り組むこと
⑥新たに実施する農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの新規の活用 ・当年度に新たに農業経営体間で農業機械の共同利用を行うこと又は当年度に新たに農業機械のシェアリングサービスを活用すること
⑦新たに実施するスマート農業機器の活用	ドローンや収量コンバイン等の新規の活用 ・当年度に新たにロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用したスマート農業機器・システムを使用すること
⑧土層改良	耕土の確保や土層の機能改善のための客土又は除礫の実施 ・除礫については農業機械を使用すること（人力除去は対象外）
⑨畦畔除去	効率的な営農のための畦畔除去
⑩均平作業（傾斜均平）	レーザーレベラーやGPSレベラーを用いた均平作業
⑪排水対策	心土破碎、弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕、額縁明渠 ・上記の排水対策のうち、土壌条件にあった対策に取り組むこと
⑮ほ場由来の温室効果ガスの削減	ほ場由来の一酸化二窒素削減に向けた取組の実施 ・局所施肥、分施、緩効性肥料の施用、のいずれかに取り組むこと
⑯ほ場への炭素貯留	ほ場への炭素貯留に向けた取組の実施 ・バイオ炭の施用、不耕起又は省耕起栽培、のいずれかに取り組むこと

※3つ以上選択すること

※赤字の取組の中から必ず1つは含むこと

【大豆】

取組メニュー	取組内容・取組基準
①大豆300A技術	<b>研究機関が開発した大豆300A技術及びそれに類する播種技術の実施</b> ・300A技術やそれに類する畝立て播種や狭畦密植栽培の生産性の向上につながる播種技術に取り組むこと
②難防除雑草対策	<b>総合的防除といった薬剤以外の方法による帰化アサガオ類やアレチウリ等の難防除雑草の防除</b> ・難防除雑草である、帰化アサガオ類、アレチウリ、ヒロハフウリンホオズキ、カロライナツユクサ、イヌホオズキ、オオブタクサ、ニシキアオイを総合的防除といった薬剤以外の方法により防除すること（薬剤を組み合わせることも可とするが、薬剤のみによる防除は対象外）
③土壌診断等を踏まえた土づくり	<b>土壌診断等に基づく有機質資材や土壌改良資材の施用</b> ・pH、窒素、リン、カリについて分析を行う土壌診断又はセンシング機器を用いた生育診断の結果に基づいて、有機質資材、土壌改良資材の施用、又は緑肥作物を作付すること（化学肥料の併用も可能）
④新品種の導入	<b>単収の高位安定化等に資する新品種の作付</b> ・平成20年度以降に育成された単収の高位安定化に資する品種を新たに作付すること
⑤効率的な施肥	<b>ピンポイント施肥の実施</b> ・一斉追肥と比較し施肥量を削減すること
⑥均平作業（傾斜均平）	<b>レーザーレベラーやGPSレベラーを用いた均平作業</b>
⑦摘芯栽培	—
⑧畝間冠水	—
⑨化学肥料の使用量削減	<b>堆肥利用等により、化学肥料の使用量の30%以上削減</b> ・化学肥料の使用量を三重県慣行レベル（別紙参照）と比べて30%以上削減すること
⑩化学農薬の使用量削減	<b>総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量の50%以上削減</b> ・化学農薬の使用量を三重県慣行レベル（別紙参照）と比べて50%以上削減すること
⑪排水対策	<b>弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕</b> ・上記の排水対策のうち、土壌条件にあった対策に取り組むこと
⑫新たに実施する農業機械の共同利用	<b>地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの新規の活用</b> ・当年度に新たに農業経営体間で農業機械の共同利用を行うこと又は当年度に新たに農業機械のシェアリングサービスを活用すること
⑬新たに実施するスマート農業機器の活用	<b>ドローンや収量コンバイン等の新規の活用</b> ・当年度に新たにロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用したスマート農業機器・システムを使用すること
⑭土層改良	<b>耕土の確保や土層の機能改善のための客土又は除礫の実施</b> ・除礫については農業機械を使用すること（人力除去は対象外）
⑮畦畔除去	<b>効率的な営農のための畦畔除去</b>
⑯ほ場由来の温室効果ガスの削減	<b>ほ場由来の一酸化二窒素削減に向けた取組の実施</b> ・局所施肥、分施、緩効性肥料の施用、のいずれかに取り組むこと
⑰ほ場への炭素貯留	<b>ほ場への炭素貯留に向けた取組の実施</b> ・バイオ炭の施用、不耕起又は省耕起栽培、のいずれかに取り組むこと

※3つ以上選択すること

※赤字の取組の中から必ず1つは含むこと

【高収益作物（加工用野菜等）】

取組メニュー	取組内容・取組基準
①生物農薬の導入	有害生物の防除に利用される天敵昆虫等の生物的防除資材の導入
②農薬によらない病害虫対策	LEDトラップや防虫ネットの設置、耕種的防除等の取組 ・LEDトラップ、フェロモントラップ、防虫ネット、誘蛾灯、光反射シート、紫外線カットフィルム、粘着板の設置や、病害虫抵抗性品種の利用や病害虫の発生源となる雑草の防除、病斑部の除去等の耕種的防除のうち、いずれかに取り組むこと
③農薬によらない土壌消毒	土壌還元消毒や熱水土壌消毒等の実施 ・土壌還元消毒、熱水土壌消毒、エタノール土壌還元消毒、湛水処理、クリーニングクロープの導入のうち、いずれかに取り組むこと
④農薬のドリフト対策	ドリフト低減ノズルや遮蔽物等の利用 ・ドリフト低減ノズルやドリフト低減型防除機の利用、ネットや被覆資材の利用、飛散しにくい剤型の農薬の選択等、『農薬飛散対策技術マニュアル(消費・安全局植物防疫課)』に記載の取組を行うこと
⑤化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量の30%以上削減 ・化学肥料の使用量を三重県慣行レベル（別紙参照）と比べて30%以上削減すること
⑥化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により化学農薬の使用量の50%以上削減 ・化学農薬の使用量を三重県慣行レベル（別紙参照）と比べて50%以上削減すること
⑦新品種の導入	輸出や加工・業務用に適した新品種の作付 ・輸出や加工・業務用に適する品種として都道府県等の普及指針等において推奨されている品種を新たに作付すること
⑧排水対策	弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕 ・上記の排水対策のうち、土壌条件にあった対策に取り組むこと
⑨新たに実施する農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの新規の活用 ・当年度に新たに農業経営体間で農業機械の共同利用を行うこと又は当年度に新たに農業機械のシェアリングサービスを活用すること
⑩新たに実施するスマート農業機器の活用	ドローンや収量コンバイン等の新規の活用 ・当年度に新たにロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用したスマート農業機器・システムを使用すること
⑪土層改良	耕土の確保や土層の機能改善のための客土又は除礫の実施 ・除礫については農業機械を使用すること（人力除去は対象外）
⑫畦畔除去	効率的な営農のための畦畔除去
⑬均平作業（傾斜均平）	レーザーレベラーやGPSレベラーを用いた均平作業
⑭ほ場由来の温室効果ガスの削減	ほ場由来の一酸化二窒素削減に向けた取組の実施 ・局所施肥、分施、緩効性肥料の施用、のいずれかに取り組むこと
⑮ほ場への炭素貯留	ほ場への炭素貯留に向けた取組の実施 ・バイオ炭の施用、不耕起又は省耕起栽培、のいずれかに取り組むこと

※3つ以上選択すること

※赤字の取組の中から必ず1つは含むこと

【子実用とうもろこし】

取組メニュー	取組内容・取組基準
①排水対策	弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕、耕うん同時畝立て播種 ・上記の排水対策のうち、土壌条件にあった対策に取り組むこと
②均平作業（傾斜均平）	レーザーレベラーやGPSレベラーを用いた均平作業
③堆肥の利用	家畜排せつ物の堆肥の利用 ・畜産農家から供給される堆肥の利用
④農薬によらない病害虫対策	耕種的防除等の取組 ・病害虫抵抗性品種の利用、前作の作物残渣の撤去、病害虫の発生源となる雑草の除去等の耕種的防除のうち、いずれかに取り組むこと
⑤生物農薬の活用	有害生物の防除に生物農薬（B T剤）の活用
⑥難防除雑草対策	総合的防除といった薬剤以外の方法によるイチビ、アレチウリ、ワルナスビ、帰化アサガオ類等の難防除雑草の防除 (薬剤を組み合わせることも可とするが、薬剤のみによる防除は対象外)
⑦化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量の30%以上削減 ・化学肥料の使用量を三重県慣行レベル（別紙参照）と比べて30%以上削減すること
⑧化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により化学農薬の使用量の50%以上削減 ・化学農薬の使用量を三重県慣行レベル（別紙参照）と比べて50%以上削減すること
⑨カビ毒の低減	カビ毒の原因となる病害虫の防除とカビ毒の検査の実施 ・病害虫の適切な防除（化学的防除・耕種的防除、乾燥・貯蔵カビ毒の検査を行うこと
⑩新たに実施する農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの新規の活用 ・当年度に新たに農業経営体間で農業機械の共同利用を行うこと又は当年度に新たに農業機械のシェアリングサービスを活用すること
⑪新たに実施するスマート農業機器の活用	ドローンや収量コンバイン等の新規の活用 ・当年度に新たにロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用したスマート農業機器・システムを使用すること
⑭土層改良	耕土の確保や土層の機能改善のための客土又は除礫の実施 ・除礫については農業機械を使用すること（人力除去は対象外）
⑮畦畔除去	効率的な営農のための畦畔除去
⑯ほ場由来の温室効果ガスの削減	ほ場由来の一酸化二窒素削減に向けた取組の実施 ・局所施肥、分施、緩効性肥料の施用、のいずれかに取り組むこと
⑰ほ場への炭素貯留	ほ場への炭素貯留に向けた取組の実施 ・バイオ炭の施用、不耕起又は省耕起栽培、のいずれかに取り組むこと
⑱新品種の導入	子実用とうもろこしに適した新品種の作付け ・都道府県、研究機関、種苗会社等において子実用とうもろこし向けに推奨されている品種を新たに作付すること

## 「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」における三重県慣行レベル

令和2年11月現在

品目区分	品種・作型区分 (注1)	地域区分	化学合成農薬 使用成分回数 (注4)	化学肥料使用量 投入窒素量
水稲	コシヒカリ	全域(伊賀地域を除く)	16回	7.4 kg/10a
水稲	コシヒカリ	伊賀地域(注2)	18回	7.4 kg/10a
水稲	その他品種	全域(伊賀地域を除く)	16回	11.0 kg/10a
水稲	その他品種	伊賀地域	18回	11.0 kg/10a
小麦	農林61号		8回	13.0 kg/10a
小麦	あやひかり		8回	14.0 kg/10a
小麦	ニシノカオリ・タマイズミ		8回	17.0 kg/10a
大豆			8回	7.0 kg/10a
温州みかん		全域(東紀州地域を除く)	28回	22.0 kg/10a
温州みかん		東紀州地域(注3)	32回	22.0 kg/10a
中晩柑類			27回	42.0 kg/10a
ウメ			15回	20.0 kg/10a
ビワ			9回	30.0 kg/10a
キウイフルーツ			15回	20.0 kg/10a
カキ			23回	25.0 kg/10a
ブドウ	大粒種ブドウ		47回	17.0 kg/10a
ブドウ	小粒種ブドウ		37回	18.0 kg/10a
いちじく			28回	20.0 kg/10a
ナシ			53回	30.0 kg/10a
茶	普通煎茶		20回	55.0 kg/10a
茶	かぶせ茶		20回	65.0 kg/10a
いちご	ポット促成		41回	18.0 kg/10a
トマト			28回	28.0 kg/10a
トマト	促成(8-10月播種 9-11月定植 7月収穫終了)		41回	32.0 kg/10a
トマト	半促成(10-12月播種 12-2月定植 7月収穫終了)		32回	28.0 kg/10a
トマト	抑制(6-7月播種 7-8月定植 1月収穫終了)		27回	24.0 kg/10a
トマト	長期抑制		47回	38.0 kg/10a
キャベツ	秋(7-8月播種 10-11月中旬収穫)		22回	30.0 kg/10a
キャベツ	冬(8-9月播種 11月下-2月収穫)		21回	28.0 kg/10a
キャベツ	早春(9-11月播種 3-4月収穫)		11回	24.0 kg/10a
キャベツ	晩春(12-3月播種 5-6月収穫)		12回	22.0 kg/10a
ナバナ			16回	40.0 kg/10a
ネギ	ハウス		16回	20.0 kg/10a
ネギ	露地		24回	30.0 kg/10a
タカナ			12回	30.0 kg/10a
タマネギ			16回	25.0 kg/10a
ニンジン	冬播(夏穫)		14回	25.0 kg/10a
ニンジン	夏播(冬穫)		14回	20.0 kg/10a
ジャガイモ	夏穫		14回	20.0 kg/10a
ジャガイモ	秋穫		14回	15.0 kg/10a
ダイコン	露地		16回	22.0 kg/10a
ホウレンソウ			8回	20.0 kg/10a
ハクサイ	秋冬作		30回	36.0 kg/10a
サトイモ			10回	26.0 kg/10a
コマツナ	周年 施設・露地		8回	14.0 kg/10a
ブロッコリー	秋冬穫		14回	32.0 kg/10a
サツマイモ			10回	5.0 kg/10a
ナス			30回	50.0 kg/10a
ナス	促成		32回	60.0 kg/10a
ナス	抑制		38回	50.0 kg/10a
カボチャ			20回	18.0 kg/10a
きゅうり			29回	30.0 kg/10a
きゅうり	半促成		47回	45.0 kg/10a
きゅうり	抑制		49回	45.0 kg/10a
サヤエンドウ			14回	14.0 kg/10a

「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」における三重県慣行レベル

令和2年11月現在

品目区分	品種・作型区分 (注1)	地域区分	化学合成農薬 使用成分回数 (注4)	化学肥料使用量 投入窒素量
エダマメ			12 回	10.0 kg/10a
イセイモ等			23 回	34.0 kg/10a
ピーマン	露地		26 回	30.0 kg/10a
ピーマン	半促成		16 回	34.0 kg/10a
メロン	露地トンネル		34 回	23.0 kg/10a
メロン	施設		25 回	23.0 kg/10a
スイートコーン			10 回	30.0 kg/10a
ミズナ			10 回	28.0 kg/10a
オクラ	露地 普通		10 回	25.0 kg/10a
非結球レタス	秋冬作		12 回	28.0 kg/10a
ミニトマト			29 回	28.0 kg/10a
ミニトマト	促成長期		40 回	48.0 kg/10a
まこもたけ			3 回	22.0 kg/10a
かぶ			14 回	30.0 kg/10a
チンゲンサイ			14 回	15.0 kg/10a
スイカ			20 回	25.0 kg/10a
レタス			20 回	20.0 kg/10a
モロヘイヤ			8 回	28.0 kg/10a
さやいんげん			12 回	20.0 kg/10a
ごま			3 回	12.0 kg/10a
にんにく			20 回	20.0 kg/10a
にら			14 回	37.0 kg/10a
ごぼう			12 回	20.0 kg/10a
アスパラガス	露地立茎栽培		20 回	42.0 kg/10a
にがうり			21 回	31.0 kg/10a
そば			2 回	5.0 kg/10a
ハトムギ		いなべ地域(注5)	12 回	23.8 kg/10a
飼料用米(注6)		全域(伊賀地域を除く)	12 回	12.0 kg/10a
飼料用米		伊賀地域	13 回	12.0 kg/10a
飼料用稲(注7)			9 回	14.0 kg/10a
ナタネ			3 回	12.0 kg/10a
いちょう(種子)			6 回	14.0 kg/10a
とうがらし類	ししとう、甘長とうがらし、とうがらし		24 回	50.0 kg/10a
しょうが	根しょうが		20 回	30.0 kg/10a
カリフラワー	秋冬穫		14 回	32.0 kg/10a
ブルーベリー			8 回	9.0 kg/10a
大麦			8 回	17.6 kg/10a
いちご(種子 繁殖型)	よつぼし等・促成栽培		48 回	22.0 kg/10a

注1: 品種・作型の指定があり、該当する場合は、その慣行レベルを適用します。

特に指定のない品目、または、空白のものについては露地栽培他全般を対象とします。

指定の品種・作型に該当しない場合は、品種・作型区分の欄が空白のものを適用してください。

注2: 伊賀市、名張市を対象とする地域

注3: 尾鷲市、熊野市、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町、南牟婁郡紀宝町を対象とする地域

注4: 成分回数とは使用する農薬に含まれる成分の数を示します。ほ場での散布回数とは異なります。

注5: いなべ市、東員町を対象とする地域

注6: 飼料用米への農薬使用については、「稲」に登録のある農薬が使用可能ですが、

出穂期以降に農薬を使用する場合は、必ず糶摺りを行ってください。

注7: 飼料用稲への農薬使用については、稲発酵粗飼料生産・給与技術マニュアルに準じて行なってください。